

○鳥羽志勢広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する
条例

〔平成11年4月1日〕
〔条例第8号〕

改正 平成16年10月1日条例第3号

鳥羽志勢広域連合職員の職務に専念する義務の特例については、志摩市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年志摩市条例第40号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。